

# 羽幌町国民保護計画

平成19年3月

羽 幌 町

目

次

# 目 次

## 第1編 総 論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等	7
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	7
2 町国民保護計画の構成	7
3 町国民保護計画の見直し、変更手続	7
第2章 国民保護措置に関する基本方針	9
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	10
1 町の事務又は業務の大綱	10
2 関係機関の連絡先	10
第4章 町の地理的、社会的特徴	11
第5章 町国民保護計画が対象とする事態	13
1 武力攻撃事態	13
2 緊急対処事態	14

## 第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等	17
第1 町における組織・体制の整備	17
1 町の各課における平素の業務	17
2 町職員の参集基準等	18
3 消防機関の体制	20
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	20
第2 関係機関との連携体制の整備	21
1 基本的考え方	21
2 道との連携	21
3 近接市町村との連携	21
4 指定公共機関等との連携	22
5 ボランティア団体等に対する支援	22
第3 通信の確保	22
第4 情報収集・提供等の体制整備	23
1 基本的考え方	23
2 警報等の伝達に必要な準備	24
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	25
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	26

第5章	研修及び訓練	26
1	研修	26
2	訓練	27
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	28
1	避難に関する基本的事項	28
2	避難実施要領のパターンの作成	29
3	救援に関する基本的事項	29
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	30
5	避難施設の指定への協力	31
6	生活関連等施設の把握等	31
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	33
1	町における備蓄	33
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	33
第4章	国民保護に関する啓発	34
1	国民保護措置に関する啓発	34
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	34

<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>
------------------------

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	35
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	35
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	37
第2章	町対策本部の設置等	38
1	町対策本部の設置	38
2	通信の確保	42
第3章	関係機関相互の連携	49
1	国・道の対策本部との連携	49
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	49
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	49
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	50
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	50
6	町の行う応援等	50
7	ボランティア団体等に対する支援等	51
8	住民への協力要請	51
第4章	警報及び避難の指示等	52
第1	警報の伝達等	52
1	警報の内容の伝達等	52
2	警報の内容の伝達方法	52
3	緊急通報の伝達及び通知	53

第2	避難住民の誘導等	53
1	避難の指示の通知・伝達	53
2	避難実施要領の策定	54
3	避難住民の誘導	56
4	避難実施要領策定上の基本的事項	58
<b>第5章</b>	<b>救援</b>	<b>61</b>
1	救援の実施	61
2	関係機関との連携	61
3	救援の内容	62
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	65
5	救援の際の物資の売渡し要請等	65
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>66</b>
1	安否情報の収集	66
2	道に対する報告	67
3	安否情報の照会に対する回答	67
4	日本赤十字社に対する協力	67
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>68</b>
第1	武力攻撃災害への対処	68
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	68
2	武力攻撃災害の兆候の通報	68
第2	応急措置等	68
1	退避の指示	68
2	警戒区域の設定	69
3	応急公用負担等	70
4	消防に関する措置等	71
第3	生活関連等施設における災害への対処等	72
1	生活関連等施設の安全確保	72
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	72
第4	NBC攻撃による災害への対処等	73
1	応急措置の実施	73
2	国の方針に基づく措置の実施	73
3	関係機関との連携	73
4	汚染原因に応じた対応	73
5	町長及び北留萌消防組合消防本部の管理者の権限	74
6	要員の安全の確保	75
<b>第8章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	<b>76</b>
<b>第9章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	<b>77</b>
1	保健衛生の確保	77
2	廃棄物の処理	77
<b>第10章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	<b>79</b>

1	生活関連物資等の価格安定	79
2	避難住民等の生活安定等	79
3	生活基盤等の確保	79
第11章	特殊標章等の交付及び管理	80

## 第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	83
1	基本的考え方	83
2	公共的施設の応急の復旧	83
第2章	武力攻撃災害の復旧	84
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	85
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	85
2	損失補償及び損害補償	85
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	85

## 第5編 緊急対処事態への対処

第1	緊急対処事態	87
第2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	87